

一般社団法人 コロイド化ヨウ素研究学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人コロイド化ヨウ素研究学会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条

当法人は、本来劇薬であるヨウ素を水素と結合させコロイド(微粒子)化し、無毒化したヨウ素製剤が、体内に入ると新陳代謝の著しい活性化、免疫力の著しい向上により自然治癒力を引き出し、結果として、各種がん、血管障害、アレルギー疾患、エイズを含むウイルス性疾患、細菌感染、糖尿病等の代謝低下、抗老化などの治療に非常に高い効果が得られ、その上既存の治療に比べて副作用が少ないことを国内はもとより国際的に広く知らしめ、このコロイド化したヨウ素に関する医薬品、治療技術、飲料及びクリーム等の研究開発を行っている研究機関、医療機関、製薬会社、医師、研究者、企業を国際的な協力体制の基にサポートし、これらの研究開発機関、法人、個人とその趣旨に賛同し、全面的に支援しようとする個人及び法人を結び合わせるにより、より短期的にしかも高品質なコロイド化ヨウ素に関する最先端の医薬品の開発、治療技術、研究及び開発の推進を国際的に行うことに貢献し、これらのことを通じて、がん及び各種疾患の治療率を向上させることを目的とし、その目的に資するために、以下の事業を行う。

- (1) コロイド化ヨウ素による治療、研究開発に関する国際的普及活動に関するサポート業務
- (2) コロイド化ヨウ素に関する、医療、医薬品、医療機器の開発に必要な調査研究及び開発、商品化をサポートする業務
- (3) コロイド化ヨウ素の研究及び開発の必要性を広く認知させるための広報活動、基礎及び応用知識の教育事業をサポートする業務
- (4) コロイド化ヨウ素による治療、研究及び開発を行っている研究機関、医師、医療機関、製薬会社及び企業に、それを全面的に支援しようとする個人及び企業を紹介、斡旋する業務
- (5) コロイド化ヨウ素を利用した治療の実践、研究及び開発を実際に行い、当社団の主旨に賛同する医師、看護師、研究開発者等を教育育成するためのクリニックの経営
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 2 章 会 員

(会 員 の 入 会 及 び 種 別)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2. 当法人の会員となるためには、当法人の所定の申込様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

3. 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- ② 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体
- ③ 名誉会員 この法人に功績のあった者または学識経験者で社員総会において推薦された者

(会 費 等)

第 6 条 正会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会 員 の 資 格 喪 失)

第 7 条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 1年以上会費を滞納したとき
- ② 総社員の同意
- ③ 成年被後見人または被保佐人になったとき
- ④ 死亡または会員である団体の解散
- ⑤ 除名

2. 会員は、前項により資格を喪失したときは退会するものとする。

(退 会)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、いつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員の除名については、当法人の会員が法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知することを要する。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2. 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

第4章 役員

(員数)

第17条 当法人に理事1名以上7名以内を置く。

(選任時)

第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要あるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第20条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2. 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第21条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 基金

(基金の拠出)

第22条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第23条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 24 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 25 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 26 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(残余財産の帰属)

第 27 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第 5 条 第 17 号 に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 28 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 付 則

(最初の事業年度)

第 29 条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和 2 年 3 月 31 日 までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第 30 条 当法人の設立時の理事、代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 白 木 茂

設立時理事 森 田 重 文

設立時代表理事 白 木 茂

(法令の準拠)

第 32 条 この定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人コロイド化ヨウ素研究学会を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和1年5月27日

設立時社員 白 木 茂

設立時社員 森 田 重 文